

阪神水道企業団公告

下記の業務について、公募型プロポーザル方式に係る手続を開始するので、次のとおり公告する。

令和6年6月28日

阪神水道企業団
企業長 吉 田 延 雄

阪神水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する業務は下記のとおりとする。

業務名称

令和6年度尼崎浄水場特別開放イベント企画及び運営業務

1 発注案件ごとの内容

契約管理番号	240077
業務名称	令和6年度尼崎浄水場特別開放イベント企画及び運営業務
業務内容	<p>令和6年度に実施する尼崎浄水場特別開放イベント（以下「イベント」という。）の企画及び運営業務並びにこれに係る付帯業務で次に掲げるもの。</p> <p>(1) イベントの企画立案及び総合調整（企業団ブースの展示に関する提案も含む。）</p> <p>(2) イベント全体に係る進行、運営並びに総括</p> <p>(3) イベントの実施に必要な資機材の調達及び各種製作物の作製</p> <p>(4) 水道関連事業者のブース出展に伴う事業者の選定、連絡調整及びその他必要と認められる業務</p> <p>(5) イラストコンテストの実施及びその他必要と認められる業務</p> <p>(6) 会場の設営及び撤去</p> <p>(7) 事前告知等の広報業務（ポスター、チラシ等の製作を含む。）</p> <p>(8) 事故防止等の安全対策（会場保守要員及び制服警備員の配置を含む。）</p> <p>(9) 傷病者等の対応（医師及び看護師の配置並びに必要な物品の確保を含む。）</p> <p>(10) その他イベントの円滑な運営に必要な人員の配置</p> <p>(11) イベント運営に必要な保険への加入</p> <p>(12) 来場者へのアンケート調査の実施、集計及び分析</p> <p>(13) イベントの評価、課題及び改善策の提案（実施報告書の作成）</p> <p>(14) その他イベントの実施に当たり必要と認められる業務</p>
プロポーザル（提案）を求める内容	イベントの企画及び運営に関する内容
履行期間	<p>契約締結日の翌日から令和6年12月27日（金）まで</p> <p>※ イベント実施日 令和6年10月19日（土）</p>
委託金額の上限	4,500,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
支払方法	完成払い
契約不適合責任期間	なし
入札保証金	免除
契約保証金	<p>契約金額の100分の5以上。ただし、保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の5以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。</p>
参加資格	<p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条4の規定に該当しない者であること。</p>

- (2) 公募型プロポーザル参加表明書の提出期限において、企業団指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。また、同等の指名停止を公的機関からを受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- (6) 直近5年間（令和元年度から令和5年度まで）において、国、地方公共団体又は民間企業が発注した施設の見学や事業の啓発を目的とするイベント業務を受注し、実施した実績を有すること。
- (7) 履行期間において、常に迅速に連絡調整可能な体制を維持できる者であること。

2 スケジュール（受付は土・日曜日、祝日を除く平日の9時から16時まで、最終日は下記記載の受付時間までとし、受付期間以降の提出等は無効とする。）

参加表明書の受付期間	公告の日～7月9日(火)16:00
質問受付期間	公告の日～7月11日(木)15:00
質問回答予定日	7月16日(火)予定
提案書の受付期間	提案説明書受領の日 ～7月25日(木)12:00
プレゼンテーションの実施（リモート）	7月29日(月)予定
受託候補者の特定	8月1日(木)予定
受託候補者との協議後契約締結	8月6日(火)予定

3 共通事項

「参加表明書等」について	電子メールにより提出 提出先 総務部総務課契約係
--------------	-----------------------------

	E-mail keiyaku@hansui.or.jp
参加表明書等に必要 書類 ただし、(5)、(6)に 関しては令和5・6年 度競争入札参加資格 の認定を受けた者 は不要とする。	(1) 参加表明書（様式－1） (2) 誓約書（様式－2） (3) 過去5年の業務実績（様式－3） (4) その他必要書類（様式任意） (5) 登記簿謄本・登記事項に関する履歴事項全部証明書 (6) 納税証明書
参加表明書等の内容 に関する留意事項 （実施予定年度の前 年度から起算して過 去5年の業務実績）	(1) 参加表明書の提出者が過去に受託した業務の実績について記載すること。 (2) 企業が業務を実施したことを証明できる契約書、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部も添付すること。
提案説明書等の配付	参加資格を満たしている参加表明書等の提出者に対して、企業団から提案説明書等を電子メールにて配付
受託候補者の特定方法	(1) 受託候補者の特定にあたっては、提案者に提案内容のプレゼンテーションを原則リモートで求め、実施日時等については、別途担当者に連絡する。 (2) 提案内容の審査は、提出された参加表明書等及び提案書並びにプレゼンテーションの内容に対して、企業団において設置する「評価委員会」で一定の評価基準に基づく審査を実施し、最も優れた提案者を受託候補者として特定する。ただし、参加表明時に資格要件や必要書類など参加表明書等に不備があった者は無効となり、提案書の評価は行わない。
契約に関する条件	契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）が200万円を超える場合には、業務受託者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。
その他留意事項	(1) 本案件に関して作成する書類等について、使用する言語は日本語とする。 (2) 委託業務の内容に係る説明会等を行わない。 (3) 参加表明書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。 (4) 参加表明書等に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書等を無効とするとともに、当該参加表明者に対して指名停止等の措置を行うことがある。 (5) 提出された参加表明書等は返却しない。また、提出された参加表明書等は受託候補者の特定以外には使用しない。 (6) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、評価

	<p>委員会の委員との間に利害関係がなく、本案件の受託候補者特定の公表までの間において、評価委員会に直接及び間接を問わず、自らを有利に又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。</p>
<p>その他本書に記載のない事項、質問事項等についての問合せ先</p>	<p>阪神水道企業団 総務部総務課契約係 〒658-0073 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号 電話(078)431-1902(直通) E-mail keiyaku@hansui.or.jp 問合せ対応は、土・日曜日、祝日を除く平日の9時から16時まで(ただし、12時から13時までを除く。)</p>

参加表明書

令和 年 月 日

阪神水道企業団 企業長 様

住 所
商号又は名称
代表者名

下記業務の提案書に基づく選定に参加したいので、これに必要な書類を提出します。

記

1 公告日 令和 年 月 日

2 業務名 「令和6年度尼崎浄水場特別開放イベント企画及び運營業務」

担当部署
担当者
T E L
F A X
E-mail

誓約書

令和 年 月 日

阪神水道企業団 企業長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

「令和６年度尼崎浄水場特別開放イベント企画及び運營業務」の公募型プロポーザルの参加申込みを行うに当たり、同業務に関する阪神水道企業団公告に記載されている参加資格要件を全て満たしていることを誓約いたします。

なお、企業団より参加資格要件に関して必要な書類の提出を求められた場合には、速やかに必要書類を提出いたします。

また、提案説明書受領後において、参加資格要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、企業団が行う措置（参加資格の取消し、契約解除等）に従います。

・ 過去 5 年の業務実績

業務(イベント)名	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
イベントの特徴	

注 1 : 業務の概要及びイベントの特徴については、具体的に記述すること。

注 2 : 企業が業務を実施したことを証明できる契約書、特記仕様書等の写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部を添付すること。